

藤枝市土砂災害警戒区域内住宅移転事業費補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤枝市土砂災害警戒区域内住宅移転事業費補助金交付要綱(令和3年藤枝市告示第 号。以下「要綱」という。)に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱の定めるところによる。

(引越しの対象経費)

第3条 要綱第5条第1項第3号に規定する引越しの対象経費は、次の各号に定めるものとする。

(1) 市内の安全な住居に引越しに要する経費(物を運ぶ以外の付帯的な費用を除く。)

(2) 移転先の住居が賃貸借である場合は、賃貸住宅の賃貸借に要した経費(家賃貸料1か月分)、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

(採択条件等)

第4条 要綱第7条の規定による交付決定に当たっては、次に掲げる事項を採択条件とする。

(1) 土砂災害警戒住宅の除却は、その全てを除却すること。

(2) 土砂災害警戒区域内住宅からの転居先の住居は、昭和56年6月1日以降に工事着手されたものであること。この場合において、昭和56年5月31日以前に建築若しくは建築中のものにあつては、平成18年1月25日国土交通省告示第184号の別添による方法(国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む。)による耐震診断及び補強後の耐震性の評価が地震に対して安全な構造であること。

(添付書類)

第5条 要綱第6条の規定による補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号に定めるものとする。

(1) 土砂災害警戒住宅の除却の場合

ア 現住宅及び移転先の位置図・案内図

イ 現住宅の敷地平面図

ウ がけ断面図又は要綱第2条第1号に該当する区域図等

エ 現住宅及び移転先の土地又は住居の写真

オ 除却費用の見積書の写し

カ 土砂災害警戒住宅の建築年を証明するもので次のいずれかの書類の写し

(ア) 建築確認通知書

- (イ) 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）
- (ウ) 登記事項証明書
- (エ) 確認申請等台帳又は確認申請等受付台帳
- (オ) その他市長が必要と認めるもの

キ 現住宅の公図写し

ク 住民票（居住者全員分）の写し

ケ 移転前及び建替え後の家族構成報告書

コ 移転先の住居が昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築若しくは建築中であつたものにあつては、耐震診断結果又は補強後の耐震性の評価の写し

サ 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 転居先となる住宅の建設・購入等の場合

ア 建設工事に係る住宅の配置図及び各階平面図

イ 改修する場合は、改修前の住宅の写真及び改修計画図

ウ 購入する場合は、購入予定の住宅の写真

エ 事業に要する費用の見積書の写し

オ 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 引越しの場合

ア 引越し費用の見積書の写し

イ 賃貸住宅に移転する場合、賃貸住宅の賃貸借に要した経費（家賃賃料（申請者が使用する賃貸住宅の引越し後の最初の 1 か月分の家賃料金）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む）、共益費、仲介手数料）の額の確認ができる書類の写し

2 要綱第 11 条の規定による実績報告書に添付する書類は、次の各号に定めるものとする。

(1) 土砂災害警戒住宅の除却の場合

ア 住民票（世帯全員分、前住所地・続柄が記載されたもの）の写し

イ 工事契約書又は領収書の写し

ウ 除却工事の完了写真

エ 建築基準法第 15 条第 1 項の規定による建築物除却届の写し（届出対象工事に限る。）

オ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 10 条第 1 項の規定による届出の写し（届出対象工事に限る。）

カ 前に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 転居先となる住宅の建設・購入等の場合

ア 建設工事に係る住宅の配置図及び各階平面図（交付申請時から変更がある場合に限る。）

イ 建設工事の完了写真

ウ 建設工事の住宅に係る建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し(建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の対象の場合に限る。)

エ 建設工事の住宅に係る建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し(建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の対象の場合に限る。)

オ 移転先の住居を耐震補強した場合は、補強後の耐震性の評価の写し

カ 工事契約書又は領収書の写し

キ 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 引越しの場合

ア 引越し費用の領収書の写し

イ 賃貸者住宅に移転した場合、賃貸住宅の賃貸借に要した経費(家賃賃料(申請者が使用する賃貸住宅の引越し後の最初の1か月分の家賃料金)、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む)、共益費、仲介手数料)の領収証等、支払額の確認ができる書類の写し

ウ 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(完了検査)

第6条 要綱第11条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを検査し、その内容を完了検査復命書(様式1)に記入する。

2 検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書(様式2)により通知する。

3 前条第2項第2号の規定による写真から施工箇所及び完了を確認できた場合は、完了検査を省略できるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則(令和3年10月1日藤建第106号)

この要領は、令和3年度分の補助金から適用する。